

利用上の注意

1. 集計について

- (1) 堺市内における工業の概況は、「令和2年大阪の工業」（令和元年実績、大阪府）及び「令和2年工業統計」（令和元年実績、総務省・経済産業省）をもとに集計したものである。
- (2) 事業所数、従業者数については、令和2年6月1日現在で、現金給与総額、製造品出荷額等、付加価値額等の経理事項については、令和元年1月～12月の実績である。
- (3) 調査結果の前年比は、「大阪の工業」における堺市の調査結果の令和元年（平成30年実績）と令和2年（令和元年実績）との比較である。
- (4) 平成23年及び平成27年の数値は、「経済センサス - 活動調査」の調査結果である。それ以外の年次の数値は、その年次に実施された工業統計調査の結果である。
- (5) 「平成28年経済センサス - 活動調査」（平成27年実績）の数値は、「令和2年工業統計調査」（令和元年実績）とは、母集団となる名簿情報の相違がある等、単純に比較できない。
- (6) 平成20年、平成23年、平成27年の数値は、全事業所を対象とした調査の結果から従業者4人以上の事業所のみを集計したものである。その他の年次は、従業者4人以上の事業所を対象とした調査の結果である。
- (7) 平成19年調査から、製造品出荷額等にその他収入額、原材料使用額等に製造等に関する外注費、転売した商品の仕入額を調査項目に追加したことにより、平成19年以降の製造品出荷額等、付加価値額、原材料使用額等の数値は平成18年以前とは接続しない。

2. 用語の説明

- (1) 事業所数は、操業準備中の事業所、操業開始後未出荷の事業所、廃業事業所及び休業事業所を除いた数値である。事業所は、一般的に工場、製作所、製造所、加工所のような一区画を占めて主として製造または加工を行っているものである。
- (2) 従業者は、個人業主及び無給家族従業者、常用労働者、当該事業所で働いている者の合計である。
- (3) 現金給与総額は、令和元年1年間に常用雇用者及び有給役員に対して支払われた基本給、諸手当と特別給与（期末賞与等）及びその他の給与額等の合計である。
- (4) 原材料使用額等は、令和元年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計で、消費税を含んだ額である。
- (5) 製造品出荷額等は、令和元年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造過程から出るくず・廃物の出荷額及びその他収入額の合計で、消費税及び酒税、たばこ税、発揮油税及び地方発揮油税を含んだ額である。

- (6) 有形固定資産額は、令和元年1年間の数値で、土地、建物及び構築物、機械及び装置、船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等の帳簿価額によるものである。

3. 集計項目の算式

(1) 付加価値率

$$= \text{付加価値額} \div \text{生産額} \times 100$$

(2) 原材料率

$$= \text{原材料使用額} \div \text{生産額} \times 100$$

(3) 寄与度

$$= \text{各分類別対前年増減額} \div \text{各分類別対前年増減額の総数} \times 100$$

(4) 特化係数

$$= \text{堺市産業別製造品出荷額等構成比} \div \text{大阪府産業別製造品出荷額等構成比}$$

(5) その他

① 1事業所当り従業者数 = $\text{従業者数} \div \text{事業所数}$

② 1事業所当たり製造品出荷額等 = $\text{製造品出荷額等} \div \text{事業所数}$

③ 従業者1人当たり製造品出荷額等 = $\text{製造品出荷額等} \div \text{従業者数}$

④ 雇用者等1人当たり現金給与額 = $\text{現金給与総額} \div \text{雇用者等数}$

4. 集計区分

(1) 産業3類型別

産業3類型別は、製造業の実態を構造的に把握するため使用している区分である。

区 分	産 業
基礎素材型産業	木材、パルプ・紙、化学、石油・石炭、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石、鉄鋼、非鉄金属、金属製品
加工組立型産業	はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品、電気機械、情報通信機械、輸送用機械
生活関連・その他型産業	食料品、飲料・たばこ、繊維、家具、印刷、なめし革、その他

(2) 従業者規模別

区 分	従業者数
小規模層	4人～29人
中規模層	30人～299人
大規模層	300人以上

5. その他の注意

(1) 数値の表記

調査結果の概況は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

(2) その他の表記

「▲」は マイナスの数値

(3) 産業分類名称の略称

中分類名	略称	中分類名	略称
09 食料品製造業	食料品	21 窯業・土石製品製造業	窯業・土石
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ	22 鉄鋼業	鉄鋼
11 繊維工業	繊維	23 非鉄金属製造業	非鉄金属
12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	木材	24 金属製品製造業	金属製品
13 家具・装備品製造業	家具	25 はん用機械器具製造業	はん用機械
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	26 生産用機械器具製造業	生産用機械
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具製造業	業務用機械
16 化学工業	化学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
17 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭	29 電気機械器具製造業	電気機械
18 プラスチック製品製造業	プラスチック製品	30 情報通信機械器具製造業	情報通信機械
19 ゴム製品製造業	ゴム製品	31 輸送用機械器具製造業	輸送用機械
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革	32 その他の製造業	その他